

なばり

2010年(平成22年) 9月19日発行

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1

☎0595-63-7402 ㊟64-2560 ✉info@city.nabari.mie.jp

🌐http://www.city.nabari.lg.jp

携帯版 🌐http://www.city.nabari.lg.jp/m_index.htm

バーコード読み取り対応の携帯電話端末から携帯版へ →

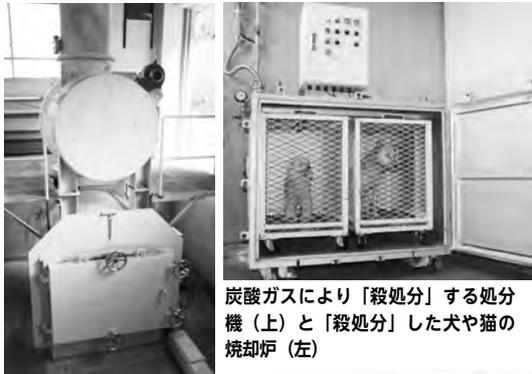


▶ 主な内容 P2…第40回記念市民文化祭、年金通信 P3…暮らしの情報、アドバンスコープADSホール催物 P4…小規模特設校ご案内

保健所に収容された犬(子犬)成犬の里親になりませんか、犬の譲渡事業。対象は、県内在住で、犬を飼う条件が整い、現在犬を飼っていない、家族全員の同意の下で最期まで飼うことができる人です。また、三重県動物愛護管理センターで開催される「飼う前教室」を2時間程度受講(譲渡希望者以外も受講可)などの条件があります。詳しくは伊賀保健所(☎24・8080)へ。



津市にある三重県動物愛護管理センターには、県内10カ所の保健所から、それぞれ週に1回、犬や猫が運び込まれる。



炭酸ガスにより「殺処分」する処分機(上)と「殺処分」した犬や猫の焼却炉(左)

子猫が生まれる春から夏ごろまでは、1日に100匹を超える猫がセンターに運び込まれることもある。



敷地内にある慰霊碑には、職員などにより花が供えられていた。



飼う前に、最低限考えて欲しいこと

■犬は15年以上、猫は10年以上生きます。年老いたペットは、病気が問題行動も多くなります。10~20年後のあなたは、世話ができますか? 経済的な負担や住環境はどうですか?

■むだ吠えなど他人に迷惑をかけないようにしつける、散歩時のフンを持ち帰る、飼い主登録をする、狂犬病の予防接種をする、犬や猫の放し飼いをしない、繁殖を望まない場合に不妊・去勢手術をする…。あなたは、これら飼い主としての最低限のマナーを守れますか?

鑑札が、小さくて、かわいらしいデザインに!

首輪には鑑札を

■飼い主がすぐ分かるように首輪には鑑札と注射済票を。犬を飼い始めたら市役所1階環境対策室か、市内の獣医さんで交付申請(飼い主登録)してください。

■市では、迷い犬を1週間保護し、市ホームページで情報提供しています。飼い犬がいなくなったら、環境対策室、伊賀保健所(☎24・8080)、名張警察署(☎62・0110)へ連絡してください(市や保健所では猫の捕獲はしていません)。



飼い主の無責任で、多くの犬や猫たちが「殺処分」されています

終生、飼い続けられますか?



十数分後に最期を迎えようとしている犬。こちらを見つめながら、じっと座っていた。

9月20日~26日は動物愛護週間

☎環境対策室 ☎63・7492



昨年度、殺処分されずに譲渡された犬は、県内で22頭。この日は、職員が手作りで作った犬舎で、譲渡が決まった1頭の犬が飼い主を待っていた。

「可越して飼えなくなった」「病気がなった」「しつけができない」「いつの間にか子犬(猫)ができた」「かわいくなかった」…。そんな飼い主の無責任な理由で、犬や猫が、県内の保健所に持ち込まれています。ほとんどは、三重県動物愛護管理センター(財)三重県小動物施設管理公社)で「殺処分」されます。昨年度は、県内で犬が1034頭、猫が2885匹、その対象となりました(捕獲された野犬を含む)。処分機に入れられる前は元気に吠えたり、動き回ったりしていた犬や猫たち。それが、ほんの数分で動かなくなります。一頭(匹)ごとに死亡が確認された後、焼却され、灰となっていくのです。センター職員の間井昭博さんは訴えます。「家族の一員として、飼い主がペットの最期を看取ってあげてほしいと強く感じます。」

こうした本来飼い主が負うべき責任を、当センターで「殺処分」という不幸な形で果たさざるを得ないのが悲しい現実。一頭(匹)でも処分される犬や猫が少なくなることを願う毎日です。そんな中、県では犬の譲渡事業にも力を入れていて、昨年11月から成犬の譲渡も始まっています。もちろん、飼えなくなったペットが「殺処分」されるのは、だれも望まないでしょう。しかし、「せめて放してあげよう」と考えないでください。人に危害を加えたり、子ができて保健所に持ち込まれる動物を増やしたりしてしまいます。動物を飼うことは命を預かること。だれにでもできることではないのです。ペットの終生、責任を持って飼えるかを考えてください。繁殖を希望しない人は、避妊・去勢をしてください。これ以上、不幸な動物を増やさないために…。

むやみな猫の餌付けがトラブルに 「かわいい」「かわいそう」と、むやみに猫に餌付けをすることは、その猫の飼い主になったのと同じ行動であると言えます。もしも、その猫が、他人の庭を荒らしたり、フンをしたりすれば…。餌付けをしているあなたは責任が持てますか。今一度、「責任のある行動」について考えてみてください。